Copyright© 捧大地 All rights reserved. 捧大地™

令和７年５月26日

令和版「民訴法」初学者用の入門レジュメ（五月雨式編）

捧　大地

第１編　第１章の３　～相殺の抗弁と重複起訴の禁止　その２～

さて、すでに紹介した最判平成３年12月17日（民集45巻９号1435頁〔百選６版35-①事件〕）判旨の一番最後のところ、

最高裁は、「同法二三一条〔142条〕の趣旨は、〔ｉ〕同一債権について重複して訴えが係属した場合のみならず、〔ii〕既に係属中の別訴において訴訟物となっている債権を他の訴訟において自働債権として相殺の抗弁を提出する場合にも同様に妥当するものであり、このことは右抗弁が控訴審の段階で初めて主張され、両事件が併合審理された場合についても同様である。」と判示した。

この上記下線部・赤字部分は筆者によるものであるが、この部分ははたして正しいのだろうか、それとも批判されるべき点があるのであろうか。

批判されるべき点があるのだとしたら、それは判例変更（参照：裁判所法１０条３号）につながるのだろうか。

皆さんの、論文「**等**」を拝読させて頂きたく存じます。

第１章の３につき、以上

＜♪梁上の「猫ちぐら」からの囁き♪（♪マニアックな疑問♪）＞

法律の条文で、「条」の中に、いわゆる「項」がなく、「号」だけがある場合、号を示すときは「第〇条第１項第〇号」とするのか、「第〇条第〇号」というふうに「第１項」を省略するのか、疑問を感じる。

＜～筆者の回答～＞

あくまで、最高裁判所裁判事務処理規則（以下、「当該規則」という。）においての指摘である。

裁判所法１０条は、いわゆる「条の中に項がなく、号だけがある条文」である。そして、当該規則９条２項１号には、「裁判所法第十条第一号乃至第三号に該当する場合」と記載されている。すなわち、いわゆる「項を省略」する記載方法である。

少なくとも、この事実だけを指摘させていただきます。

草々